

特集・現代アフリカにおける土地をめぐる紛争と伝統的権威

慣習地の庇護者か、権力の濫用者か

—ザンビア 1995 年土地法の土地配分におけるチーフの役割—

大 山 修 一 *

**Guardians or Misfeasors: The Role of Chiefs in Land Allocation under the
1995 New Land Act in Zambia**

OYAMA Shuichi*

Based on the 1995 Land Act of Zambia, land market reforms have impacted the communal tenure of customary land and people's livelihoods in many ways. In particular, the Land Act strengthened the role and power over the people of the traditional authorities, especially chiefs, in land administration. Customary land administration changed in three points under the new Land Act in Zambia. (1) The new Land Act positively stimulated the market economic mechanism of the customary land in Zambia. Allocation of the customary land threatened the residents' livelihoods and quality of life. Under the new Land Act, outside investors and local elites could obtain land ownership from the traditional authorities. (2) The new Land Act strengthened the role and power of the chiefs in administration and jurisdiction. Chiefs can get the power to allocate the land to people including the outside investors. (3) Local administration strongly depends on the character of the chief. This has led the local conflicts over land and land allocation, which threatened the living standards of the people. At the same time, a new chief can change the administration drastically and improve the situation upon the death of a predecessor.

1. は じ め に

アフリカ諸国では、2000 年前後より、石油や天然ガスをはじめとする鉱物資源の開発、都市近郊における大規模な住宅の開発や工業団地の建設がすすめられる一方で、遠隔地においてもプランテーションの造成、ダムの建設による電力開発がすすんでいる [竹原 2006; Evers *et al.* 2013; 伊藤 2014; 佐川 2014 など]。現代のアフリカ農村において、植民地時代以降の土地

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科, Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University

2014 年 6 月 10 日受付, 2014 年 8 月 23 日受理

制度、人口の急激な増加や人口移動、農耕地や都市の拡大、再入植計画、国内外の企業活動の活発化などによって土地の配分が変動し、土地の割当てや土地権利の保証が重要な問題となっている [Gulliver 1961; von Blanckenburg 1993; Sjaastad and Bromley 1997; Moyo 2007].

多くのアフリカの国々と同様に、ザンビアの土地制度には慣習法による土地の共同保有と権利証書による私的保有という二重性が存在する [Mvunga 1980; Le Roy 1985; Firmin-Sellers and Sellers 1999; Benjaminsen and Lund 2003; Magana 2003]. 権利証書にもとづく私的保有では、個人によって土地の保有が認められ、土地の売買が可能であり、固定資産の保有に対する税金の支払いが義務となっている。他方、慣習法による土地の共同保有では、地方コミュニティや住民個人にかわって、チーフや村長といった伝統的権威 (traditional authorities) によって慣習地の使用権の付与や配分がおこなわれている。権利証書は存在せず、土地に対する税金の支払いもおこなわれず、「慣習法」が土地の使用権を規定している。慣習法は植民地時代の名残であり、アフリカの諸社会から純粋に生み出されたものではなく、民族集団の独自性から表出しているものでもないという議論がある [Le Roy 1985].

第二次世界大戦ののち、とくにアフリカが独立した 1960 年代から 1980 年代の初頭にかけて、土地改革は小農や土地なし農民に対する土地の再配分が重視された。1980 年代の後半以降には、コートジボワールやケニア、ウガンダ、マラウィ、ザンビアをはじめとする多くの国々で、市場メカニズムにもとづく土地取得制度が整備された [Evers *et al.* 2005].

ザンビアの前政権を担当した政党である MMD (複数政党制民主主義運動: Movement for Multiparty Democracy) は、土地取得制度に市場メカニズムを導入し、土地改革をすすめた。市場メカニズムの導入による土地取得制度の改革は経済の自由化をすすめるうえで不可欠だと考えられた。MMD は 1991 年の選挙公約に、土地の私的保有を保証する近代的な土地法を成立させることを掲げた。土地取得制度に市場メカニズムを導入するという土地法の成立は選挙公約だったというだけではなく、債務救済のかわりに付与された国際的なコンディショナリティーでもあった。

世界銀行や IMF は土地の所有権の確立によって資本蓄積が可能であり、貧困削減につながると主張した。その勧告にしたがって MMD 政権は 1995 年に新しい土地法を国会で審議し、1995 年土地法を成立させた [Brown 2005]. この土地法の成立については、野党や多くの市民団体、キリスト教系団体、主要な民族集団の伝統的権威が強い反対を表明し、国内で大きな議論となった。野党や市民団体、キリスト教系団体は土地取得に対する市場メカニズムの導入によって富裕者の土地取得がすすみ、国内における貧富の格差が拡大することを懸念する一方で、伝統的権威の多くは土地に対する所有権の確立によって、土地に対するみずからの権限を失い、従来どおり領域の土地と人びとを統治することができなくなることを危惧したのである。

1995 年に土地法が成立し、土地法の改革はザンビアの慣習地とそこで生活する人びとの生業に大きな影響を与えることになった [大山 2011a; Chu 2013]. 土地法は、慣習地における伝統的権威、とくにチーフの役割と権限を強化し、チーフはザンビア人の都市居住者や外国人をはじめとする個人、あるいは外資をふくむ企業に対し慣習地の土地を配分する権限が付与されることになった。ザンビア大統領といえども、地元の伝統的権威の同意なしには、土地権利の付与や移譲、売買はできなくなったのである [Kajoba 2004]. ザンビアには 73 もの民族が居住し、首長制度やチーフの権力の強さは民族ごとに異なるが、それぞれの民族集団にはチーフが存在する。

ザンビアが独立した 1964 年当時、国土の 94% は慣習地に区分されていた [Brown 2005]. その慣習地は徐々に私的保有に転換されつつある。ザンビアの有力紙であるポスト (*The Post*) とタイムズ・オブ・ザンビア (*Times of Zambia*) は 2005 年ころより、頻繁に、鉱物資源の開発やアグリビジネスをすすめる外国企業、外国人資本家によるランドグラブリング (土地の収奪) の問題を報じている。しかし、ランドグラブリングの内容を精査すると、鉱山や住宅地、工業団地の開発といった投資と土地用途の転用を目的とした土地取得、ザンビア人の官僚や政治家、商人といった国内の富裕者や政府をパートナーとしていたり、あるいは仲介者や受益者としていたりする土地取得も存在し、土地取得には多様な形態がある [Hall 2011]. 本論文では、ランドグラブリングを、外国企業や投資家、ザンビア国内の富裕者をはじめとする外部者による土地取得のすべてとするのではなく、地域住民の生活や生業活動に不利益を与える土地取得に限定したい。

わたしが 1993 年よりフィールド調査を継続しているザンビア北部に居住するベンバ社会の慣習地では、土地の共同保有が基本である。ベンバの人びとは、ベンバの慣習地はベンバ王国やそのチーフに帰属すると信じ、土地の利用については周囲の村びととの相互的な社会関係が反映する。農村社会における日常生活では、人びとは隣人の土地利用に対する意図を読み取り、村びとどうしが話し合い、土地をめぐる争議を避けている [杉山 2007a]. また、ときに、村長やチーフによる仲介によって土地問題の解決をはかることもある。

1995 年の土地法の改正により、土地の囲い込みや土地権利の移譲、大規模な土地取得などもあり、慣習地をめぐる混乱が生じている。土地法の改正によって、チーフの土地や土地配分に対する権限が強化されたが、慣習地におけるチーフやほかの伝統的権威のもつ土地に対する権限や役割が明らかになっているとはいえない。本論文ではザンビアの土地制度の変遷を明らかにしたうえで、1995 年土地法のもとでの慣習地の土地制度とチーフの役割を検討したい。

2. ザンビアの土地制度

多くのアフリカ諸国と同様に、ザンビアでは、国土のすべての土地は国家の所有ではある

が、各民族の慣習や規範にもとづく共同保有とともに、土地保有証明書 (title deeds) にもとづく土地の私的保有が存在する。イギリス植民地政府はヨーロッパ人の居住地を王領地 (crown land)、そのほかを慣習地あるいは「部族地域 (tribal area)」として区別した。Mamdani [1996] が指摘したように、農村に住むアフリカ人はチーフや慣習法によって臣民として統治され、共同保有地に居住していたのである。一方、ヨーロッパ系住民や都市の居住者は、近代的な成文法のもとで統治されており、土地保有証明書にもとづく私的保有地については証明書の所有者が自由にその土地を売買あるいは貸借することができた。まずは、先行研究 [Roberts 1976; Mvunga 1980; 児玉谷 1999; Brown 2005] を参考にしながら、植民地時代以降の土地制度の変遷を検討していこう。

2.1 植民地時代

北ローデシア（独立前のザンビア）の領土は、北東ローデシアと北西ローデシアに由来し、両者は1911年に併合された [Mvunga 1980]。ベンバランドをふくむ北東ローデシアは1899年から1911年まで、民間企業であるイギリス南アフリカ会社 (British South African Company: BSAC) によって統治され、1924年以降、イギリス植民地政府の統治下に入った。BSACは統治当局として、北東ローデシアにおける未占有地の所有権を主張した結果、未占有地、すなわち「荒れ地 (wasteland)」の扱いが問題となった。ベンバの居住域をふくむ北東ローデシアでは、焼畑移動耕作が営まれており、土地を休ませ、森林を再生させる休閑地が必要であった。その休閑地が「荒れ地」になるのか、あるいは、アフリカ人の占有地にふくまれるかどうかは不明確であった。アフリカ人によって占有されている土地の権利がBSACに移譲される場合には、アフリカ人占有者による同意とBSACによる経済的な補償が必要であった。このことは1899年北東ローデシア勅令と1911年北ローデシア勅令によって確認されている。北東ローデシアでは、法律によって、アフリカ人はBSACとの同意や経済的な補償なしに、土地が奪われることはなかった。

1911年と1924年の勅令によって、北ローデシア領の土地に対するイギリス王室の権限が正式に認められた [Mvunga 1980]。1924年と1927年のあいだには、原住民居留地委員会がヨーロッパ系住民の入植がすすむ3カ所、東部のフォート・ジェームソン（現在のチパタ）、北部のアバーコン（現在のムバラ）、産銅州から首都ルサカを経て南部のリビングストンにかけた鉄道沿線において、原住民居留地の設置にむけて調査を実施した。北東ローデシアにおけるBSACによる土地の占有権は正式にイギリス植民地政府の勅令によって認められておらず、国家間の条約やコンセンションによっても認められていなかった。そのため、BSACがヨーロッパ人入植者に対して付与する土地の権利は正当とはみなされていなかった。ヨーロッパ人入植者にとって、BSACから土地を購入することはリスクをともなった。植民地政府は、ヨーロッパ人入植者の土地と都市部の商業・住宅地、そして優良な鉱物資源が埋蔵する土地を王領

地と定めた [Brown 2005]. 1928 年の勅令によって王領地と原住民居留地 (native reserves) が分離された [Mvunga 1980]. 原住民居留地は, ヨーロッパ人の入植によって追い出されたアフリカ人用の土地として設定された.

上記の3カ所の地域では, 1928年から1930年のあいだに, 原住民居留地の境界が確定し (図1), アフリカ人は強制的に原住民居留地へ移住させられた. 合計で6万人以上の人びとが移動したが, 原住民居留地の土地は農耕に不適當であり, すぐに人口過密の状態となった [Roberts 1976]. アフリカ人が営む農法は北ローデシアの貧栄養土壤に適應したものであり, 土壤と森林の回復に必要な休閑期間を保持するため, 人びとは頻繁に移動する必要があった. 原住民居留地に移住したアフリカ人は移動することがきつく制限された.

王領地に対するヨーロッパ人の入植は, 植民地政府が期待するほどすまなかった. 北ローデシアの領土は広大であり, 植民地政府が王領地として管理し, 広大な土地を統治する行政機構を維持するためには経済的なコストが高くついた. 植民地政府は1947年の信託地に関する勅令によって, 王領地の一部を信託地 (trust land) もしくは原住民居留地に変更した. 鉱物資源に乏しく, ヨーロッパ人入植者の農場建設に適さない気候・土壤条件の土地は信託地に指定され, その統治は各地域に居住する民族の伝統的權威に任されたのである. 信託地という第三のカテゴリーが土地制度の枠組みに加えられ, ベンバランドの大部分は信託地となった.

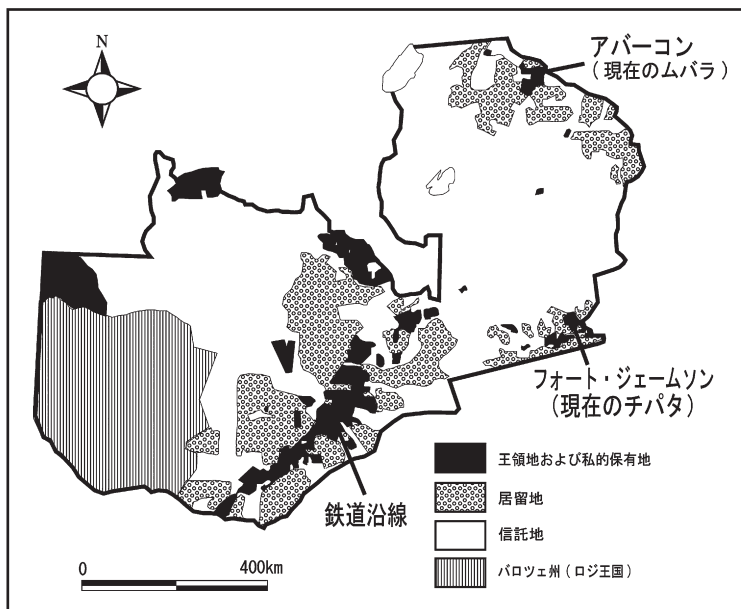


図1 ザンビア独立当時 (1965 年) における土地制度
(Committee for the World Atlas of Agriculture [1976: 753] を一部改変)

信託地と原住民居留地については、非アフリカ人居住者への権利の移譲には制限がつけられた。原住民居留地の土地については、植民地政府とチーフの要望によって、非アフリカ人居住者に対して更新可能な5年間の占有権の付与が認められたが、原住民居留地も信託地においても私的保有は認められることなく、慣習地として残った。

イギリスの間接統治のもとで、植民地政府は「部族地域」における慣習地の共同保有を認め、各民族集団のチーフに土地の利用権と配分に関する権限を与えた。こうして、ベンバのチーフは植民地政府によって、ベンバランドの土地に対する権限の裏付けを得たのである。

2.2 カウンダによる社会政権時代

ザンビアは1964年に独立する。新しい国家が誕生したが、土地制度は植民地時代の枠組みを継承していた [Mvunga 1980]。カウンダ政権の政策は社会主義とナショナリズムに特徴づけられる。土地制度の基本的な枠組みは植民地時代と同様で、居留地 (reserve)、信託地 (trust land) であった。原住民居留地から「原住民 (native)」という言葉がはずされたが、慣習法が従来どおり存続し、土地の権利と利益を統制した。カウンダ大統領はすべての土地を国有地に変更し、土地はすべて大統領に帰属し、イギリスの主権がおよばないようにした。

政府は多くの点でイギリスの間接統治のやり方を踏襲した。たとえば、慣習地における土地の利用や配分に関する権限についてはチーフに委任しつづけた。1965年の首長法 (Chief Act)、1966年の地方裁判所法 (Local Court Act) により、植民地時代の原住民裁判所が廃止されて、チーフの裁判権が剥奪され、地方裁判所は司法省の管轄下におかれた。また、土地についても、ザンビアの独立後、居留地や信託地は地方議会の管理下におかれ、法律上では政府は土地に対する権力をチーフから剥奪した。しかし、政府はチーフや村長といった伝統的権威の制度そのものを廃止することはせず、彼らは伝統的権威としての影響力を保持しつづけた [児玉谷 1999]。地方の慣習地をめぐる伝統的支配から近代国家による管理への転換は、きわめて不徹底にしかおこなわれず、伝統的制度と近代的制度が併存することになった。

1969年には、ザンビアの憲法は改正され、政府が未開発地、とくに不在地主による未利用地を接収することを認めた。また、1975年に成立した土地法は、「ザンビアのすべての国土は大統領に帰属し、ザンビア国民を代表して、ザンビアの大統領が永年の所有権を保有する」と規定している。この土地法では、永年の土地保有を意味する土地の私有は認められず、土地の所有権 (freehold tenure) は100年間の貸借権 (leasehold) に切り替えられた。この新しい土地法の制定によって、政府は土地市場を抑制し、貸借権の移転を直接、管轄するようになった結果、土地には経済的な価値はないと考えられ、建物や農業インフラのみが売買取引されることになった。1985年には、大統領府が認める投資家や企業をのぞき、外国人への土地配分を制限する法案が可決した。

2.3 1995 年土地法の成立

現在、すすめられている土地制度の改革は、1991 年に実施された複数政党制選挙において MMD が勝利したことによる。MMD 政権は、それまでのカウンダ大統領の社会主義政権に勝利し、市場経済化を推進することになった。MMD は 1991 年の選挙において、土地の私的保有を保証する近代的な土地法を成立することを公約に掲げた。土地取得制度に市場メカニズムを導入するという土地法の成立は選挙公約だっただけでなく、債務救済のかわりに付与された国際的なコンディショナリティーでもあった。

1995 年の新・土地法の特徴として、3 点を挙げることができる。1 点目は、新・土地法は土地保有証明書の権利と土地の保有権を大幅に強化した点にある。土地は大統領に帰属したままで、自由保有権 (freehold) が認められた訳ではないが、99 年の土地使用権と土地の売買を認めた結果、実質的には、土地の私的保有が認められたと受けとめられている。2 点目は、ザンビア国外の個人や企業による土地の保有に関する制限を緩和したことにある。3 点目は、居留地と信託地を慣習地としてまとめ、慣習地における従来の土地保有の権利が明確に認められた一方で、外国人投資家やザンビア人が慣習地において土地保有証明書を取得することも容易になった。また、チーフをはじめとする伝統的権威の同意があれば、ザンビア人の都市居住者が慣習地において土地の保有権をもつことも可能となった。

ザンビアには 73 の民族が存在し、民族社会における社会的な慣習や社会制度、伝統的権威のあり方は大きく異なる。慣習地の利用や配分については、チーフや村長といった伝統的権威の役割が重要になった。これらの伝統的権威による判断で、慣習地内の居住者、ザンビア人の富裕者、外国人の投資家、外国企業に対する慣習地の土地配分が決まるようになったのである。

3. ザンビア北部の土地と社会組織

3.1 調査地の概要

ザンビア北部には、ミオンボ林と呼ばれる乾燥疎開林が広がっている。ミオンボ林にはマメ科ジャケツイバラ亜科 (Caesalpinioideae) のブラキステギア属、イソベルリニア属、ジュルベルナルディア属の 3 属の落葉広葉樹が優占する。この地域の土壌は、砂質の貧栄養土壌である。ベンバは、このミオンボ林に居住する民族であり、チテメネ耕作 (*Citemene system*) と呼ばれる焼畑移動耕作を営んでいる。チテメネ耕作は 4 年間の輪作体系をもち、1 年目にシコクビエ、2 年目にラッカセイとササゲ、バンバラマメ、3 年目にキャッサバ、4 年目にインゲンマメを収穫する。ベンバの人びとは毎年、チテメネを開墾し、これらの畑で収穫される作物を組み合わせる食生活に利用している。

焼畑だけではなく、キノコやイモムシ、野生植物の葉などの森林産物も食用に利用される。

チテメネの面積は 20 アールから 1 ヘクタールであり、平均的な面積は 40 アールほどである。チテメネ耕作を毎年、開墾しつづけるためには、ベンバの人びとは居住地を移動させ、ときに出作り小屋を設営することもある。そして、薄く広くミオンボ林を利用し、休閒期間を保持し、ミオンボ林の再生をうながすのである [Oyama 2005; 大山 1998, 2013]。ベンバの農村社会には、自給指向性が存在し、同居する世帯のあいだでは食物の平均化がはかられ、平準化機構が働いて世帯間の経済的な差異を最小化する傾向性をもつ [Kakeya and Sugiyama 1985; 掛谷 1994; Kakeya *et al.* 2006; 掛谷 2011]。また、杉山 [2011] は、ベンバの村社会のなかでは、特定の人への財力や権力の集中を抑制しようとする、平準化への指向を内在化させると同時に、さまざまな可能性を保持しながら、生存の安定化をめざす指向性を指摘している。

掛谷誠と杉山祐子が中心となって、日本人の調査隊がザンビア北部、ムピカ県の M 村で調査を開始したのは 1983 年のことである。筆者が M 村で調査を開始したのは 1993 年であった。M 村はムピカの町から 30 キロメートルほどの距離にある (図 2)。2007 年には 27 世帯、116 人が居住しており、うち 12 世帯が女性世帯であった。

M 村はベンバの慣習地に位置し、チーフ X の領内にある。土地の問題については多くの個人や企業、団体などが関与しているが、本稿では個人や企業を特定できないよう、チーフや

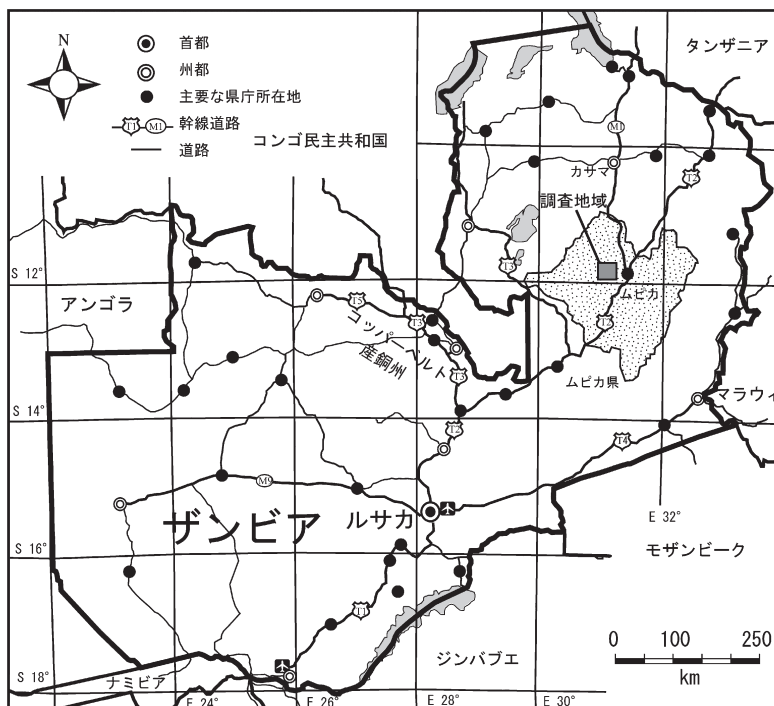


図 2 調査地の位置 (ザンビア共和国ムピカ県)

村，企業，個人の名称は仮名のイニシャルをもちいる。

1986 年には，化学肥料と F1 ハイブリッド種子をもちいるトウモロコシ栽培が急速に普及した．1990 年代には多くの村びとが自給用のチテメネと現金収入の稼得のために換金作物であるトウモロコシを栽培するようになった [Sugiyama 1987; 掛谷 1996; Oyama and Takamura 2001; Kakeya *et al.* 2006]．ベンバ農村では，社会の成員全体の生存を確保しながら，必要な資源を有しない人びとも含めて，社会全体の底上げを可能としてきたのである [杉山 2007b; Sugiyama 2014]．

1990 年代のなかばから，国家レベルでは経済の自由化がすすみ，遠隔地では補助金にもとづく化学肥料の供給が停止した．さらに，M 村の近隣では，政府の再入植計画が 2000 年にすすめられる一方で，退役軍人が土地省より土地保有証明書を取得し，土地を囲い込むようになった．このような状況のもとで，村びとたちは限られた土地で，チテメネによる生活から脱却するため，自給食料の生産と現金収入の稼得のための経済活動を試行錯誤するようになった [大山 2011b]．

3.2 ベンバ王国と慣習地

ベンバは 20 世紀の初頭より，卓越した軍事力と活発な交易により強大な王国を形成してきた．チティムクル (*citimukulu*) と呼ばれるパラマウント・チーフを頂点とした中央集権的な首長制度をもっている．ベンバ社会には 30 ほどのクランが存在するが，チーフはベナガンドウ (*Benangandu*) と呼ばれるワニ・クランに属している．ムフム (*mfumu*) と呼ばれるチーフはベンバ王国には 17 人おり，その地位は母系制にしたがって継承される．ベンバ社会は，ザンビアの多くの民族と同様に母系制の親族体系をもつ．イギリスの間接統治のなかでベンバ王国は行政と司法の末端をにない，ザンビアが独立したのち，現在でも，引き続き，地方の行政と司法の機能をもっている．ベンバの人びとは，世代や個人による差はあるものの，ベンバの慣習地はチーフに帰属するという考えをもつ．

ベンバの慣習地は，伝統的にはチーフによって統治される [Richards 1939]．ベンバ王国の土地は，それぞれのチーフの土地 (*ichalo*, pl. *ifyalo*) に区分され，政治的なまとまりをもつ [Meebelo 1971]．この *ichalo* は，(1) ベンバランドの領域すべて，あるいは，(2) 各チーフの領域という，ふたつの意味を内包する．ベンバの首長制度ではパラマウント・チーフとともにシニア・チーフ，ローカル・チーフが存在するが，ローカル・チーフは領域のなかで自律性をもっており，パラマウント・チーフやシニア・チーフの従者ではないとされる．ローカル・チーフは領内における司法をつかさどり，村びとどうしの口論や夫婦げんか，離婚問題，村や村びとどうしの土地問題などを取り扱う．

ローカル・チーフの領域は境界で区切られ，その境界は 17 世紀にまでさかのぼるという [Richards 1939]．ベンバの土地はベンバ王国と強く結びつく．ベンバの人びとはチーフに

対してシコクビエやインゲンマメ、ラッカセイ、酒、ニワトリ、ヤギなどを献上し、労働奉仕をおこなってきた。人びとが困窮したときには、チーフはみずからの備蓄から食料を臣民(*umukalochalo*)に供給することもあり、経済的にはゆるやかな連携をもってきたといえる。

ベンバの人びとは、みずからの民族がベンバで、ベンバ王国の一員であることに強いアイデンティティと誇りをもっている。世代や個人による違いはあるにしろ、人びとはベンバのチーフの臣民であるという自覚をもつ。土地や自然資源、たとえばチメネの開墾や燃料に必要な樹木、狩猟の対象となる野生動物、食用のキノコやイモムシ、そのほか土地から得られる産物はすべてベンバのチーフやベンバ王国の所有物であると考えられている。

ローカル・チーフは領域の土地と住民を統治し、新しい村の創設や移住、村への土地の配分はチーフの許可が必要である。住民は、チーフの許可なくして、チメネを開墾することも、樹木を伐することも、家を建てることも、生活することもできないとされる。チメネの開墾やそのほかの生計活動が保証されているのは、その村びとが特定の村に属し、ミオンボ林の主である祖霊との交渉を引き受ける村長やチーフの霊力が背後にあるからだとされる [杉山 2007a]。

ベンバの農村は自律性をもっており、チメネを開墾したり、トウモロコシ畑を造営したり、キノコの採取、木炭生産といった活動や日常生活でチーフの権力や庇護を感じることはない。土地がチーフに帰属するといっても、チーフが土地制度を変更したり、土地の利用権を外部者に分け与えたり、住民から土地を奪って利己的に振る舞うということはなかった [Richards 1939]。チーフが新しい村の創設を許可し、村びとに対して土地の利用権を認める場合でも、周辺の村長や村びとへの話し合いを重ね、関係者の了解を得るというプロセスを経るのが常であった。

4. 1995 年土地法とベンバ社会の混乱

1995 年に新・土地法が施行された後、土地保有証明書の発行件数は大幅に増加した。公式の記録はないものの、土地省が処理できる能力を超える申請があり、1 年間に 2,000 件ほどが発行されているという [Brown 2005]。土地制度の改変が現地の農村社会にあたえる影響を検討するまえに、土地権利の取得方法について拙稿 [大山 2009] を参考にしながら、簡単に説明したい。

4.1 慣習地における土地権利の取得方法

ベンバの慣習地において土地の権利を取得するためには、いくつか方法があるが、決められた方法がある訳ではない [Moore and Vaughan 1994; 大山 2009]。土地権利を付与する裁量をもつ人物は村長、チーフ、県庁 (District Council)、そして中央政府の土地省である。1995 年の新・土地法のもとで、土地権利の取得を申請する者 (以下、申請者) は、伝統的権威、とく

にチーフの承認を得る必要がある。

2008 年において、チーフ X の領域における土地権利の取得手続きには主に 4 種類がある。まず、申請者が土地取得を希望する土地の村長をたずね、土地権利の取得ができるのかを尋ねる。認められれば、申請者は村長とともにチーフの王宮 (*musumba*) を訪問し、チーフに謁見し、貢ぎ物をし、土地取得の希望を申し出る。チーフによって認められれば、チーフのレターをもって県庁に出向き、手続きをとり、そののち土地省で手続きをとる。

第二の手続きの方法は、申請者は村長に会わずして、直接、チーフに謁見し、チーフの許可をもって県庁と土地省で手続きをとる方法である。

第三の方法は、チーフから土地割当書 (Land Allocation Form) を受ける方法である。土地割当書は土地省による発行ではなく、チーフの裁量で発行される。申請者は村長のところへ行き、許可を得て、チーフに土地割当書を申請する。土地割当書は、土地保有証明書とはちがって、土地を売買することはできず、権利者の死亡をもって、血縁者に対してのみ相続することが可能である。この第三の手続きは、県庁や土地省での手続きを必要としないため、もっとも簡便で、一般的な方法となっており、都市の居住者が慣習地の土地権利を取得するのに用いている。

第四の方法は、申請者が直接、土地省に土地保有証明書の取得を申請するものである。この場合、村長やチーフ、県庁などを經由することはない。このような方法をとれるのは、土地省の官僚や政治家とコネクションのある政治家や官僚、軍人、警察官などに限られる。

ザンビアの公務員や政治家などの特権階級と呼ばれる人びとのあいだでは、民族や個人間の縁故主義が強いとされ、その縁故主義が賄賂の蔓延を引き起こしている [Szeftel 1983]。上記の手続きでは、いずれにしても、村長やチーフ、官僚といった決裁権者の許可を必要とするために、申請者と決済権者とのあいだで金品の授与がおこなわれることが多い。これらの授与が、謝礼なのか、賄賂なのか、見解が分かれるところではあるが、土地権利の取得をめぐるのは、地元の農村社会で黒い噂が絶えない。

4.2 個人による小規模な土地取得

上述のように、チーフ X の領内では、村長が土地割当を許可したのち、チーフが土地割当書を発行し、土地の権利を認めることもある。KL 氏がチーフ X だった 2008 年には、申請者が 190,000 クワチャ (約 60 ドル) を手続き料としてチーフに支払えば、自動的に 75 ヘクタールの土地権利を取得することができた。申請者は、ムピカの県庁や首都ルサカの土地省でなかなかすすまない煩雑な手続き、粘り強い交渉を必要とする土地保有証明書の取得をめざすよりも、簡便に取得できる土地割当書の取得を好む。

ムピカの町から 15 キロメートルの距離にある NG 村では、給与所得者や商店主などの都市居住者がチーフより土地割当書を取得している。NG 村の村長は、彼らより金品を受け取り、

希望者の土地取得を認めているという噂がある。村長は申請者と土地権利について秘密裏に交渉し、周囲の村びとに経緯を説明することはしない。村びとが土地権利の譲渡を知るのは、チーフより土地割当書が発行され、入植者が農地を開墾するようになってからである。村びとたちはチーフの決定に対して異議を唱えることができず、怒りを感じ、抵抗しようと思いつつも、村の土地が外部者へ配分されるのを見ているだけであった。

M村周辺の土地利用は厳しく制限されるようになった。KP氏がチーフXだった1980年代より、政府の再入植計画地が設置され、村の北側にひろがる広大な土地が囲われた。KP氏は政府より将来の地域開発をすすめるという要請を受け、みずからの領域に再入植計画を受け入れた。また、退役軍人MC氏がKP氏の知らないところで、土地省より土地保有証明書を取得した。M村の南側の広大な森林1,250ヘクタールは利用されることもなく、2013年時点にも、手つかずのままでMC氏が保有している。M村では、2012年時点で、土地割当書を取得した村びとはいなかった。青・壮年世帯の村びとが自分たちの土地を守るため、土地割当書の取得手続きをとっていた。

4.3 土地囲い込みによる生業変化

M村の周辺では、政府の再入植計画が1990年代のなかばに実質的に動きはじめ、移住者が入植する一方で、退役軍人が土地保有証明書を取得した結果、土地が囲われるようになった。入植者たちが居住し、土地の囲い込みがすすむと、M村の住民は村ちかくの森林でチテメネを開墾せざるを得なくなった。休閑期間が短いため、チテメネを開墾するには十分に再生した森林とはいえなかった。M村の住民は同じ場所に滞在することを選択し、村ちかくの限られた森林でチテメネを開墾していた。1994年から1997年にかけて、村びとは居住地から3〜4キロメートルの範囲（平均3.3キロメートル）にチテメネを開墾していたが、2002年から2003年には平均1.6キロメートルの距離となった〔大山 2011b〕。2003年には9世帯のみが農耕によって自給食料を確保しており、残り16世帯は自給していなかった。2010年から2013年の4年間にかけて、全31世帯のうち8世帯がまったくチテメネを開墾していなかった。土地不足によって、チテメネを開墾できず、多くの世帯は農業政策の転換によって支給されるようになった化学肥料を受け取り、トウモロコシを栽培するようになった。土地の不足によって、M村の住民の多くは小規模なチテメネの開墾を続けながらも、ほかの生業活動を組み合わせなければならない状況にある。

1980年代から1990年代にかけて、村びとたちはチテメネの火入れを準備するとき、樹木の枝葉を腰の高さにまで積み上げることを強調していた。枝葉を十分に積み上げ、しっかり火入れすることによって、良好な収量を得ることが可能であると考えられていたのである。1996年から1998年まで、チテメネから収穫されるシコクビエの平均収量は2.7トン／ヘクタールであり、この収量から、成人男性ひとりが消費するシコクビエを生産するには9ア

ルのチテメネ面積が必要であると計算した [大山 2002]。しかし、1999 年以降、土地の囲い込みや道路沿いの森林劣化もあり、チテメネに十分な枝葉を集積することはできなくなった。2007 年には、チテメネに積み上げられた枝葉は膝の高さほどであった。チテメネの火入れは不十分となり、焼畑には雑草が繁茂するようになった。チテメネの作物収量は下がり、成人男性ひとりあたり 9 アールのチテメネ面積を開墾しても、自給食料の確保を保証するものではなくなった。

チテメネに頼った生活がもはや持続的ではなく、村びとのなかには、チテメネ以外の農法を探す人も多い。政府の農業政策は大きく変動するため、化学肥料の供給を頼りにしつづけることはできず、農業投入財を必要としない農法を作り出す必要性を強調する人もいる。2005 年以降、不足する食料を購入するために、木炭を焼き、通りかかるトラックの運転手に木炭を販売することも頻繁におこなわれるようになった。1996 年当時、M 村では「木炭を売るのは、食料不足に困っている貧乏人がすることだ」といわれていたが、2007 年になると、木炭販売は食料や日用品の購入、子どもの教育費に充当するため、ごくふつうにおこなわれるようになった。

1990 年代であれば、6 月から 9 月にかけては毎日、昼と夜に 2 回、シコクビエの練り粥（ウブワリー）を食べるのがふつうであった。2000 年から 2007 年にかけて、チテメネを十分に開墾することができず、シコクビエの生産量は低下した結果、収穫期であっても、1 日に 1 度しかウブワリーを食べず、サツマイモやカボチャ、食用ヒョウタン、ラッカセイを食べるという生活が常態化していた。

M 村の住人からの聞き取りによると、2000 年代なかばの食生活の季節性は世帯による差異はあるものの、以下のとおりであった [大山 2011b]。2 月中旬からカボチャと食用ヒョウタン、3 月以降にはトウモロコシ、5 月にはシコクビエとラッカセイ、ササゲを収穫し、食生活に利用する。6 月以降にはサツマイモ、10 月にはキャッサバを収穫しはじめる。この収穫の季節性では、8 月から 9 月、12 月下旬から 2 月上旬に端境期があり、世帯によっては飢餓 (*insala*) が厳しいという。食料不足は、男性労働力のない女性世帯ほど厳しい傾向にある。

各世帯はチテメネを十分に開墾できなくなった結果、自給用のシコクビエやキャッサバを十分に収穫できず、生活の質が劣化している。40 才以上の村びとからは、シコクビエ酒がなくなって寂しいという声もあり、遠くない将来、チテメネを開墾することもできず、シコクビエのウブワリーを食べることすらかなわないだろうと語る人も多い。

5. チーフによる土地配分

5.1 大企業による大規模な土地の囲い込み

チーフ X 領と隣接する民族であるビスのチーフ Y は、2005 年 9 月に外資系の企業による土

地取得を発表した。発表したのは、ビサの祭りの開催どきであり、チーフ Y は地域開発のためにアブラヤシ・プランテーションを招致することを告げたのである。その外資系の企業は A 社という製油会社であった。A 社はヨーロッパ企業との合弁会社であり、首都ルサカに本社をかまえている。A 社はラジオ放送で自社製品を頻繁に宣伝しており、地元でも有名な企業であり、食用油だけではなく、原油の掘削や製油なども手がける大企業である。A 社の社員はチーフ X とチーフ Y のそれぞれに 1 万 2500 ヘクタール、合計 2 万 5000 ヘクタールの土地取得を希望した。そのかわり、A 社はそれぞれのチーフに対して自家用車と、地域のコミュニティ開発のために 6000 万クワチャ（2 万米ドル）を提供することを持ちかけた。

チーフ X であった CY 氏は病気のため、車いすを使っていた。CY 氏はチーフ X に就任する以前、裁判所に勤務していたこともあり、土地法の改正についてはよく知っていたようである（表 1）。CY 氏はチーフの息子であり、ワニ・クランには属しておらず、正統なチーフではなかった。母系制のベンバ社会では、ワニ・クランのチーフを父にもつ CY 氏や KL 氏は母のクランを引き継いでいるため、厳密にはワニ・クランに属さず、チーフになる資格はなかった。領域内に居住する村びとたちも正統なチーフとしては認めていなかった。新しいチーフを

表 1 チーフ X の歴任者の主な履歴と活動

就任期間	チーフに就任する前の職業	チーフとしての主な活動
KP 氏 1984-1998		・ 頻繁に領内の村を巡回し、人びとの生活をみてまわる。 ・ 地域開発をめざし、政府の再入植計画を受け入れる。
MM 氏 1998-2003	ヨーロッパ人経営の養鶏場や農場のワーカー	・ 隣国ジンバブエの混乱もあり、ザンビアへ逃げてきたヨーロッパ系農家が土地取得をめざすが、MM 氏はヨーロッパ人に土地を渡すと土地が囲われることを危惧し、土地の分割・権利譲渡を拒む。 ・ 領内の村びとが食料不足で困窮していたとき、県庁に食料支援を申し込む。 ・ 村びとが土地不足で困らないよう、国会議員に政府の再入植計画の境界を移動するよう陳情し、境界線が移動した。
CY 氏 2003-2007	裁判所職員	・ ワニ・クランではなく、正統なチーフとして認められていなかった。 ・ 有力な村長をチーフの補佐役に任命する。 ・ 無断で、領内の人びとのヤギやヒツジを捕まえ、販売する。 ・ 家畜の没収に対して苦情を訴えにきた村びと（男性）を裸にし、むち打ちに処した。 ・ 土地割当書を発行し、領内の土地を外部者に割り当てた。 ・ 長い闘病生活のすえ、亡くなる。
KL 氏 2008-2009	パン屋やバー、ゲストハウスの経営者	・ ワニ・クランではなく、正統なチーフとして認められていなかった。 ・ CS グループを立ち上げ、領内の住民と外部者の双方に土地権利を割り当てた。 ・ チーフとして祭りに参加する途上で交通事故に遭って亡くなる。
CB 氏 2010-	高校教師	・ チーフに就任する儀礼のなかで、公衆の面前で「外部者に土地を分け与えない」と演説し、人びとの歓声を浴びた。

任命するパラマウント・チーフやシニア・チーフの空位の時期について、CY 氏はチーフ X に就任したのである。

彼は A 社の持ちかけた話に喜び、その要望を受け入れ、希望どおり土地を提供する意向を伝えた。ビスのチーフ Y はすでに自家用車をもっていたため、車ではなく、現金の提供を希望した。チーフ Y は祭りという公式の場で、住民に対してアナウンスしたが、チーフ X は公にアナウンスすることはなかった。2 万 5000 ヘクタールという広大な土地には村もあれば、家もあり、耕作地も多数、存在した。祭りでアナウンスを聞いたビスの人びとは歓喜の声をあげて喜んだが、その後、自分たちの村や家がプランテーション計画地にふくまれていることを知ると、みずからの生活がどうなるのか不安を感じるようになった。

チーフ X の CY 氏には、領内の 3 人の村長がサブ・チーフとして、10 人の村長がシニア・アドバイザーとして補佐役に任命されていた。ひとりのサブ・チーフである BE 氏は、A 社との土地取得のやりとりを知っていたが、チーフの決定に異議を上申するのは難しいと語った。また、シニア・アドバイザーのひとり KB 氏は A 社の要請を知らなかったが、たとえ知っていたとしても、チーフの意向に反対することはできなかつただろうと述べた。

2006 年 2 月には、土地省の大臣が 2 人のチーフをルサカに呼び、会合をもった。CY 氏はみずからが病気であったため、サブ・チーフのひとり BE 氏をルサカに派遣した。A 社はチーフ X とチーフ Y の領内における 2 万 5000 ヘクタールの土地保有証明書を取得することを主張したが、土地省の大臣は取得しようとする土地が広大すぎることを、その土地には多くの住民がおり、土地が奪われると、住民の生活が立ちゆかなくなることを理由に土地保有証明書の発行を許可しなかった。そのかわり、大臣は A 社に対して 1 万ヘクタールの土地使用権の付与でどうかと打診したが、A 社はあくまでも土地保有証明書の取得に固執したため、交渉は決裂した。民間企業の土地取得を、土地省の大臣が差し止め、現地住民の生活をまもったというかたちになった。

この会合ののちも、A 社はひそかにアブラヤシ・プランテーションの建設をすすめ、M 社という新しい名前でも土地保有証明書の取得を申請していた。M 社の社名となっている「M」とは、チーフ Y の本名であった。土地省はその申請も認めず、土地保有証明書の発行は認めなかった。M 社は 2006 年 9 月にあった大統領選の様子をうかがっていたが、与党 MMD が勝利し、土地保有証明書をめぐり決定が覆らないことを理解し、A 社は撤退した。この交渉のやりとりはチーフ X の領内では、チーフの CY 氏、A 社、土地省、そしてルサカに派遣された BE 氏という関係者のみの秘密とされており、住民はまったく事情を知らなかった。

その後、チーフや 4 人のシニア・アドバイザーが相次いで 2011 年までに、不慮の死を遂げた。その死因は不明である。人びとは多くを語ろうとしないが、不慮の死には、土地を外部者に対して分割したり、住民にアナウンスすることもなく、企業に大規模な土地を分け与えよう

とした権力の濫用が原因だという人が多くいる。また、チーフやアドバイザーたちは、理由もなく、村びとが放し飼いにしていたヤギやヒツジをつかまえて販売したり、殺して食べたりした。チーフは、苦情を訴えに來た家畜の所有者を、「どうして、家畜を放し飼いにするのか」と言って、裸にし、むち打ちに処したという。人びとはこれらの「悪行」がチーフやその周囲にいたアドバイザーに懲罰を与えたのだと理解し、人びとの怒りや超自然的な作用がチーフやその側近に死をもたらしめたと解釈されている。

A 社による土地取得には後日談がある。A 社はザンビア最大のアグリビジネス企業である Z 社の資本注入を受け、企業名も ZP 社と変更された。その後、ZP 社はチーフ Y の領域で、湖ちかくのより良好な土地を取得し、広大なアブラヤシ・プランテーションの建設をすすめている。その土地にはアブラヤシが植え付けられ、イギリス人とザンビア人の正規従業員用の住居、娯楽施設やバー、湖から水を汲み上げる大型ポンプ、センターピポッドの灌漑装置が備わっており、育苗用のビニールハウス、セスナ機が離着陸できる飛行場も併設されている。イギリス人のマネージャーが夫婦で居住し、ザンビア人の現場監督のもと、多くの周辺住民が臨時雇用 (casual worker) として雇用されていた。臨時雇用者には最低賃金法が適用されず、支払われる賃金が安価に抑えられていると、周辺の住民は不平を語ったが、1ヵ月間にわたって勤務すると 50 キログラムのトウモロコシ粉がボーナスとして支給され、これまで購入できなかったトタン板の屋根に新築した家屋がプランテーションの周辺には目立った。一度、拒否された土地取得の申請がどのように受け入れられたのか、その経緯は推察するすべもないが、ZP 社への土地割当てにはチーフ Y の介在があったのは間違いない。

5.2 人びとの不満と新しいチーフの就任

チーフ X 領では、チーフであった CY 氏が長期間にわたる闘病生活のすえ亡くなると、KL 氏が 2008 年にチーフ X に着任した。KL 氏は、先代の CY 氏と同様に、チーフとなる資格をもつ人物ではなかった。しかし、KL 氏も、CY 氏と同様、チーフとして振る舞い、領内の土地と住民を統治した。

ある村の村長は携帯電話を使って、カサマ県に住むシニア・チーフへ電話をした。村びとにとって、ローカル・チーフの選定がどのようにおこなわれるのか、その詳細を知り得なかったが、そのシニア・チーフはローカル・チーフの選任に大きな決定権をもつ人物だとされていた。その村長は、ローカル・チーフになる資格をもたない KL 氏がチーフ X に着任しようとしていると訴えたが、シニア・チーフは闘病中で、その訴えは取り合ってもらえなかったという。KL 氏は正統なチーフではなかったが、チーフの息子であったという事実から、住民たちは完全ではないにしろ、ある程度、CY 氏や KL 氏の権威 (*isambu*) を認めたようである。

住民たちは、あからさまに KL 氏に異議を唱えることはしなかったが、不同意を示すため、チーフ就任の儀式には参加しなかった。ベンバや近隣民族のチーフたちも KL 氏を、正式な

チーフ X として認めず、儀式に参加することはしなかった。

KL 氏は近隣の町にパン屋、バー、ゲストハウスを経営するビジネスマンであった（表 1）。先代のチーフ X である CY 氏が亡くなったのち、KL 氏はみずからチーフ X になることを一方的に宣言したのである。KL 氏は領内の有力者たちのアドバイスを受け、土地割当書の発行方法を変更した。それまで、CY 氏がチーフだったときには、CY 氏ひとりが判断し、土地割当書を申請者に発行していた。割り当てられる土地の面積は一律 75 ヘクタールで、住民と移住者とのあいだで、土地をめぐる争議が頻発していたため、KL 氏は土地割当書の発行方法を変更したのである。

KL 氏は、土地割当書の発行を審議する CS グループを設立し、領内の有力者を CS グループのメンバーに任命した。CS というグループの名称は、1914 年に就任した初代チーフ X の名前に由来する。CS グループは 8 人の委員と 11 人のアドバイザー、合計 19 人から構成されている。これらのメンバーはベンバ語でチロロ (*cilolo*) と呼ばれ、委員長はチーフ X の KL 氏であった。CS グループは土地取得の申請を受け取ると、領内の居住者であっても、外部者であっても、土地割当書を発行した。CS グループが一応、人びとの居住や周辺の土地利用を慎重に吟味し、周辺の住民からのインタビューをおこなうということになっていたが、あくまでも形式的なものであった。19 人のメンバーによる合議制で、チーフの権限は制限されることにはなっていたが、土地割当書の発行に対してチーフの意向が強く働いたようである。チーフ KL 氏の知り合いや友人をふくむ、都市の居住者が土地割当書の発行を申請した。NG 村など町の近郊では、居住者と土地割当書の取得者とのあいだで土地をめぐる争議が多く発生した。

2009 年 12 月、KL 氏は突然、交通事故で、この世を去った。東部州で開催される祭事にチーフとして出席するため、その移動する途上で、交通事故に遭ったのである。高速で走る前方のトラックを追い越すため、KL 氏が乗る乗用車がセンターラインを越えて対向車線に出たところ、対向車と正面衝突するという痛ましい事故であった。正統なチーフではない CY 氏と KL 氏は、生前のおこないが一因となって、不慮の死を遂げたのではないかと解釈されている。

しかし、チーフの生前のおこないに対して人びとは怒りをもちつづけているわけではない。あくどいチーフとされた CY 氏はチンプーサ (*cinpusa* “木の茂み” の意、転じて、人が集まって来る人望のある人) という敬称で呼ばれている。人びとが正統なチーフとして認めていなかった CY 氏と KL 氏の 2 人は、その死後、正統なチーフとして、これまでのチーフと同様に、牛皮に包まれ、正統な方法で埋葬された。いまは、ミオンボ林のなかに、ひっそりとたたずむチーフの祖霊祠 (*babenye*) にチーフの霊がまつられており、ワニ・クランと冗談関係 (*bunungwee*) にある魚クランの女性がひそかに祖霊祠の世話をしている。

2010 年、CB 氏は新しいチーフ X になるための就任の儀式をとりおこなった。CB 氏は、ワニ・クランに属する正統なチーフの血筋であり、チーフを父にもつ CY 氏や KL 氏とはちがっ

ていた。CB氏はルサカの高校教師であったが、2010年に定年退職したのち、パラマウント・チーフやシニア・チーフの決定によってチーフXに招聘されたのである。CB氏がどのようにして新しいチーフXに選任されたのか、その子細は分からないが、村びとらの情報によると、パラマウント・チーフやシニア・チーフが新しいチーフXを選任するにあたり、その候補者がワニ・クランに属し、正統な血筋にあること、英語の読み書きができること、法律や社会情勢の動きに明るいこと、金銭に対して強欲さをもたないことを条件に入れたという。

CB氏は、チーフの就任式にのぞむにあたり、これまでのチーフを補佐してきた領内の有力者たちから、領内の歴史や近年の土地争議をめぐる情報の入手に努め、前任者である2人のチーフが不慮の死を遂げたことを重く受けとめていたという。その就任式はベンバの正統なやり方にのっとり、領内に住む多くの住民と他のチーフたちも参列し、厳かに、そして盛大に開催された。

招待されたベンバのチーフや、ビサをはじめとする他のチーフも多く参列し、CB氏に対して祝辞を述べた。そのチーフたちは、「チーフXの領域は広大であり、木や水、野生の動植物、食用となるイモムシやキノコなど多くの自然資源にめぐまれている。もし、チーフが領内の土地を売却したら、どうなるのか。人びとは土地不足に苦しみ、生活に困窮することになるだろう」と述べた。その祝辞を受け、新しくチーフXに就任したCB氏は、領内の臣民の生活を守るために、外部者にはベンバの土地を割り当てないと明言した。聞いていた聴衆は、心から喜び、歓喜の声をあげたという。

6. 考察—土地分配におけるチーフの役割

ザンビアの1995年土地法のもとでの慣習地の土地制度に対し、3点を指摘しておきたい。まず、1点目として、1995年土地法によって、土地取得に対して市場メカニズムが導入されたことである。人びとは、外部者であれ、慣習地に居住する住民であれ、慣習地の土地における経済価値を認めるようになった。ベンバの農村社会の内部では、村びとはチテメネを開墾する際、土地そのものではなく、ミオンボ林の状態を価値あるものとみなし、土地の囲い込みはおこなわれず、土地の資源化は抑えられていた[杉山 2007b]。農村の内部では土地の資源化は抑えられていたが、1995年土地法のもとで、チーフXの領内ではザンビア人富裕者や外資系の企業などがチーフから土地権利を取得し、土地の割り当てを受けることが可能となった。2012年時点、村では、青・壮年世代の男性が中心となって自分の土地を確保するために、チーフより土地割当書を取得する動きもみられた。慣習地への経済的な価値の付加は、土地の資源化をすすめ、村の共同保有であった土地の囲い込みと私的保有を促進していくだろうと予想される。

Ault and Rutman [1993] は、20世紀以降の東アフリカや南部アフリカの慣習地における土

地権利の変遷を俯瞰している。土地が豊富にあり、しかも土地に経済的価値がないときには、個人は法律や各民族の慣習を意識することなく、共同保有を基本とする慣習地を自由に利用することが許され、土地使用権は無償であった。しかし、土地が希少となり、法律が個人の土地使用権を認めるようになると、慣習地における土地使用権は個人の権利に帰属する傾向が強まり、地域によっては、チーフをはじめとする伝統的権威の関与がなくなることもあるという。ザンビアでは、チーフが土地の権利を個人に付与することによって、みずからがもつ土地への権限が弱まることを危惧している。Kajoba [2004] は、政府とチーフが密に連携し、領内に居住する臣民と外部の投資者の双方の土地権利を認め、チーフが持続的な社会開発に積極的に参画することの重要性を主張している。ベンバの農村社会が、土地の資源化に対して、どのように対応していくのか、今後、調査をしていく必要があるだろう。

Chu [2013] が指摘するように、すべての大規模な土地取得が、すなわち、「土地収奪 (land grabbing)」とは限らない。大規模な土地取得と開発には、周辺住民の生活に対して、経済的には負のインパクトを与えることもあれば、正のインパクトを与えることもある。大規模な土地取得による農場や工場の誘致により、雇用が生まれ、インフラ整備がすすみ、周辺住民の現金収入や生活の質が向上することもある。このような場合には、大規模な土地取得は「土地収奪」ではなく、地元では「地域開発 (regional development)」と呼ばれることもある。

しかし、外部者による大規模な土地取得が、周辺住民の生業基盤を奪い、十分な経済補償もないまま、放り出されることもある。このような土地取得は「土地収奪」に該当するであろう。現代アフリカにおいて、慣習地の農村に居住する人びとと、都市に居住するザンビア人の富裕者とのあいだには、経済的な階層分化が生じている。農村社会の自給を基本とした生活が、ミレニアム開発目標のなかでは 1 日 1.25 ドル未満の貧困だと理解されるようになっている [大山 2011a]。外資系の企業や都市に住む富裕者による土地取得と開発は、経済的な正のインパクトであれ、負のインパクトであれ、そこに住む人びとの生活に大きな影響を与えているのは事実である。

2 点目は、1995 年土地法がチーフのもつ行政や司法の権限を強化したことである。チーフは独自に土地割当書を発行し、領内の住民の土地権利を付与すると同時に、外国人や外資系の企業をふくむ外部者へ土地を割り当てる権限をもつようになった。元来、ベンバの人びとは作物や労働力をチーフに提供し、チーフは人びとの生活を庇護するという、ベンバの人びととチーフのあいだには、ゆるやかな相互依存の関係を築いてきた [Richards 1939]。

本論文の事例では、正統な資格をもたない人物が強引にチーフに着任し、そのチーフが無断で領内の土地を外資者へ割り当てるという権力の濫用をおこなうと、ベンバの人びとは自分たちの生活劣化に対して不満や怒りを感じながらも、チーフに対してあからさまな不満を訴えることもできず、耐えつづけていた。ベンバの人びとには、臣民の生活が安穏で、健やかに暮ら

せるよう庇護することがチーフの役割だと期待しているところがある。そのチーフが自己の利益にはしり、人びとの生活を抑圧することを人びとは受け入れることができず、そのようなチーフのおこないを良識 (*umutembo*) に欠けると判断する。

チーフ X の領内に居住する村びとたちは 2 人のチーフの死について、直接、多くを語ろうとはしないが、自己欲求を満たすために、チーフのどん欲さと利己的な態度に対する報いなのではないかと考えられている。ミオンボ林は「祖霊の領域」といわれており、ミオンボ林の開発には正しい「教え、作法 (*ifunde*)」にしたがった方法としての儀礼や呪薬が必要だと考えられており、儀礼の時期や方法、呪薬の製法などの具体的な詳細はチーフや村長、彼らを補佐する年長者のみが保有する [杉山 2007a]。

ベンバのチーフは領内の土地と臣民に対して絶大な権力をもつが、チーフが正しい「教えや作法」に従わず、臣民の生活の安定を脅かし、「祖霊の領域」を売り払った結果、人びとの怒りや超自然的な作用によってチーフの地位や生命を揺るがしたのだらうと考えられている。しかし、たとえ、ベンバの人びとがチーフの生前のおこないを許さなかったとしても、人びとはチーフの死後にも怒りをもちつづけるわけではない。正統ではない 2 人のチーフも、これまでのチーフと同様の方法で丁重に埋葬され、祖霊祠にまつられている。多くの人びとは、怒り (*kufolwa*) ではなく、許し (*uluse*) の重要性を説くと同時に、死んだチーフの祖霊 (*imipashi*) はその領内の土地を保護し、人びとの生活や、「祖霊の領域」であるベンバの土地を庇護するのだという。

新しいチーフが領内へやってきて、チーフに就任すると、これまでの歴代のチーフの行政を刷新し、状況の改善が望まれる。チーフは、チーフに就任するまでの前職や人生経験、ベンバの良識などから照らし合わせ、地域に詳しい村びとから領域の歴史や人びとの生活について情報を得たうえで地域の情勢や抱える問題を判断し、問題をとりぞき (*kubalbula*)、そして、新しい統治をとりおこなう (*kuteka*) ののである。

3 点目は、チーフによる地方行政のあり方は、少なからず、チーフの性格やそれまでの履歴、生き方に関係するということである。チーフが国家政策の動向、たとえば土地法の改正に精通し、外部者への土地割当てを積極的にすすめれば、領内の人びとの土地を奪い、生活水準を引き下げ、土地をめぐる争議を引き起こす危険性がある。同時に、新しいチーフの就任は、それまでの行政のあり方を刷新し、状況を改善することも可能である。領域に住む人びとの視点にたてば、チーフは人びとの庇護者になることもあるし、人びとの生活を考えず、土地を売り払う権力の濫用者になりうる可能性もある。首長制度が強固なベンバ社会では、人びとは心のなかで不満や怒りをもったとしても、チーフの決断に対し、あからさまな異議を申し立てることはしないというのも明らかとなった。また、チーフを選任するパラマウント・チーフやシニア・チーフが機能しなければ、ローカル・チーフを任命できず、正統な資格をもたない人物が

チーフになっても、そのチーフを罷免することができないことも明らかとなった。

ザンビア人の富裕者や外国人投資家による大規模な土地取得をむげに、「土地収奪」として取り上げるつもりはないが、外部者への土地割り当てを認める場合には、チーフや村長といった伝統的権威は領内の住民の視点にたち、ザンビア人の富裕者や外国人投資家による大規模な土地の取得により、住民の不利益をこうむらないよう配慮する必要があるだろう。また、本論文の事例から明らかとなったように、政府は土地に関する伝統的権威の権限を認めながらも、大規模な土地取得については、土地省が現地住民の生活への影響を精査したうえで、伝統的権威の決定をくつがえし、土地保有証明書の発行を差し止め、未然に土地紛争の発生をふせぐ役割を果たしていることも明らかとなった。

大規模な土地開発をすすめる場合には、将来の地域開発や住民の生活向上を考え、雇用や所得の増加、住民生活のためのインフラ整備のあり方などを検討し、住民が立ち退きを強制される場合には、代替地の確保やあたらしい生活を再建するため、十分な経済的な補償が検討されることも必要である。

ベンバ社会では元来、チーフの権威が存在し、人びともそれを受け入れているが、わたしが同時に調査をすすめているザンビア北西部に居住するカオンデの社会では、チーフは各クランの長であり、複数のクランをまとめあげる首長制度は明確に存在せず、チーフの権力はベンバ社会ほど強くない [Chibanza 1961; Jaeger 1971; 大山 2000]。1995 年土地法がチーフに土地分配をめぐる権限を付与したことによって、今後、伝統的権威の権力を強化する可能性もあるだろう。土地制度は人びとの生業や生活、資源利用のあり方、伝統的権威のもつ権力と密接に結びつき、地域の安定性や農業生産を考えるうえでも重要であるため、土地制度に対する伝統的権威の関与については、注意深く調査をつづける必要がある。

謝 辞

本論文のもとになったのは、日本アフリカ学会第 50 回学術大会のフォーラム「土地をめぐる紛争と伝統的権威」（企画 佐川徹 慶應義塾大学文学部）で発表した原稿である。発表の機会を与えてくれた佐川徹博士には感謝を記したい。また、現地調査にあたっては、科学研究費補助金（課題番号 25580172, 25300011, 23221012, 21405039, 16101009, 13780062, 11691186）からの支援を受けている。末筆になりますが、1993 年にベンバ研究に誘っていただき、その後の学恩に深謝し、本稿を掛谷誠先生（京都大学名誉教授）の霊前に捧げます。

引 用 文 献

日本語

- 伊藤千尋. 2014. 「アフリカに進出する中国」『地理』59(5): 6-13.
大山修一. 1998. 「ザンビア北部・ミオンボ林帯におけるベンバの環境利用とその変容—リモートセンシ

- ングを用いた焼畑農耕地域の環境モニタリング』『熱帯生態学会誌』7(3/4): 287-303.
- _____. 2000. 「ザンビア北部ミオンボ林帯における焼畑農耕の生産様式—北部州ベンバのチテメネと北西部州カオンデのブジミ」『日本熱帯生態学会ニューズレター』38: 1-7.
- _____. 2002. 「市場経済化と焼畑農耕社会の変容—ザンビア北部ベンバ社会の事例」掛谷誠編『講座 生態人類学 3 アフリカ農耕民の世界—その在来性と変容』京都大学学術出版会, 3-49.
- _____. 2009. 「ザンビアの農村における土地の共同保有にみる公共圏と土地法の改正」児玉由佳編『現代アフリカ農村と公共圏』アジア経済研究所, 147-183.
- _____. 2011a. 「アフリカ農村の自給生活は貧しいのか?」『E-Journal GEO』5(2): 87-124.
- _____. 2011b. 「ザンビアにおける新土地法の制定とベンバ農村の困窮化」掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会, 246-280.
- _____. 2013. 「ザンビア北部におけるチテメネ耕作の環境利用と休閑期間の算出—最適休閑期間という概念の提示」『エクメーネ研究』2: 21-37.
- 掛谷 誠. 1994. 「焼畑農耕と平準化機構」大塚柳太郎編『講座 地球に生きる 3 環境の社会化』雄山閣, 121-145.
- _____. 1996. 「焼畑農耕社会の現在—ベンバの村の10年」田中二郎ほか編『続 自然社会の人類学—変貌するアフリカ』アカデミア出版, 243-269.
- _____. 2011. 「アフリカの発展とアフリカ型農村開発への視点とアプローチ」掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会, 1-28.
- 児玉谷史朗. 1999. 「ザンビアの慣習法地域における土地制度と土地問題」池野旬編『アフリカ農村像の再検討』アジア経済研究所, 117-170.
- 佐川 徹. 2014. 「エチオピア牧畜民に大規模開発は何をもたらすのか」内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂／排除の人類学—開発・難民・福祉』昭和堂, 41-56.
- 杉山祐子. 2007a. 「『ミオンボ林ならどこへでも』という信念について—焼畑農耕民ベンバの移動性に関する考察」河合香吏編『生きる場の人類学—土地と自然の認識・実践』京都大学学術出版会, 239-269.
- _____. 2007b. 「焼畑農耕民社会における『自給』のかたちと柔軟な離合集散—ザンビア, ベンバにおける『アフリカ・モラル・エコノミー』」『アフリカ研究』70: 103-118.
- _____. 2011. 「『ベンバのイノベーション』に関する考察—個別多発的イノベーションと抑制の平準化・促進の平準化」掛谷誠・伊谷樹一編『アフリカ地域研究と農村開発』京都大学学術出版会, 215-246.
- 竹原美佳. 2006. 「中国国有石油企業がアフリカ進出に熱心な事情」『石油・天然ガスレビュー』40(6): 1-14.

英語

- Ault, D. E. and G. L. Rutman. 1993. Land Scarcity, Property Rights and Resource Allocation in Agriculture: Eastern and Southern Africa, *South African Journal of Economics* 61(1): 32-44.
- Benjaminsen, T. A. and C. Lund. 2003. Formalization and Informalisation of Land and Water Rights in Africa: An Introduction. In T. A. Benjaminsen and C. Lund eds., *Securing Land Rights in Africa*. London: Frank Cass, pp. 1-10.
- Brown, T. 2005. Contestation, Confusion and Corruption: Market-based Land Reform in Zambia. In S. Evers et al. eds., *Competing Jurisdictions: Settling Land Claims in Africa*. Leiden and Boston: Brill, pp. 79-102.
- Chibanza, S. J. 1961. Kaonde History, *Rhodes-Livingstone Communication* 22: 41-114.

- Chu, J. M. 2013. A Blue Revolution for Zambia?: Large-Scale Irrigation Projects and Land and Water ‘Grab.’ In A. Tony *et al.* eds., *Handbook of Land and Water Grabs in Africa: Foreign Direct Investment and Food and Water Security*. London and New York: Routledge, pp. 207-220.
- Committee for the World Atlas of Agriculture. 1976. *World Atlas of Agriculture Vol. 4 Africa*. Novara: Instituto Geografico de Agostini.
- Evers, S., M. Spierenburg and H. Wels eds. 2005. *Competing Jurisdictions: Settling Land Claims in Africa*. Leiden and Boston: Brill.
- Evers, S. J. T. M., C. Seagle and F. Krijtenburg eds. 2013. *Africa for Sale? Positioning the State, Land and Society in Foreign Large-Scale Land Acquisitions in Africa*. Leiden and Boston: Brill.
- Firmin-Sellers, K. and P. Sellers. 1999. Expected Failures and Unexpected Successes of Land Titling in Africa, *World Development* 27(7): 1115-1128.
- Gulliver, P. H. 1961. Land Shortage, Social Change and Social Conflict in East Africa, *The Journal of Conflict Resolution* 5(1): 16-26.
- Hall, R. 2011. Land Grabbing in Southern Africa: The Many Faces of the Investor Rush, *Review of African Political Economy* 38(128): 193-214.
- Jaeger, D. 1971. A General Survey of the Historical Migration of the Kaonde Clans from Southern Congo into Zambia, *Tropical Man Year Book Royal Tropical Institute Amsterdam* 4: 8-45.
- Kajoba, G. M. 2004. Land Reform and Related Issues in Zambia. In M. Munyuki-Hungwe ed., *Land Reform and Tenure in Southern Africa: Current Practices, Alternatives and Prospects*. Harare: Savle Press, pp. 188-202.
- Takeya, M. and Y. Sugiyama. 1985. Citemene, Finger Millet and Bemba Culture: A Socio-Ecological Study of Slash-and-Burn Cultivation in Northern Zambia, *African Study Monographs* Supplementary Issue 4: 1-24.
- Takeya, M., Y. Sugiyama and S. Oyama. 2006. The Citemene System, Social Leveling Mechanism, and Agrarian Changes in the Bemba Villages of Northern Zambia: An Overview of 23 Years of ‘Fixed-Point’ Research, *African Study Monographs* 27(1): 27-38.
- Le Roy, E. 1985. The Peasant and Land Law: Issues of Integrated Rural Development in Africa by the Year 2000, *Land Reform* (1/2): 13-42.
- Magana, F. P. 2003. The Interplay between Formal and Informal System of Managing Resource Conflicts: Some Evidence from South-western Tanzania. In T. A. Benjaminsen and C. Lund eds., *Securing Land Rights in Africa*. London: Frank Cass, pp. 1-10.
- Mamdani, M. 1996. *Citizen and Subject: Contemporary Africa and Legacy of Late Colonialism*. Princeton: Princeton University Press.
- Meebelo, H. 1971. *Reaction to Colonialism: A Prelude to the Politics of Independence in Northern Zambia, 1893-1939*. Manchester: Manchester University Press.
- Moore, H. L. and M. Vaughan. 1994. *Cutting Down Trees: Gender, Nutrition, and Agricultural Change in the Northern Province of Zambia, 1890-1990*. London: Heinemann.
- Moyo, S. 2007. Land Policy, Poverty Reduction and Public Action in Zimbabwe. In A. H. Akram-Lodhi *et al.* eds., *Land, Poverty and Livelihoods in an Era of Globalization*. London and New York: Routledge, pp. 344-382.
- Mvunga, M. P. 1980. *The Colonial Foundations of Zambia’s Land Tenure System*. Lusaka: Historical Association of Zambia.

- Oyama, S. 2005. Ecological Knowledge of Site Selection and Tree-cutting Methods of Bemba Shifting Cultivators in Northern Zambia, *Tropics* 14(4): 309-321.
- Oyama, S. and Y. T. Takamura. 2001. Agrarian Changes and Coping Strategies for Subsistence of Bemba Shifting Cultivators in Northern Zambia in the Mid-1990's, *Journal of Tropical Agriculture* 45(2): 84-97.
- Richards, A. I. 1939. *Land, Labour and Diet in Northern Rhodesia: An Economic Study of the Bemba Tribe*. London: Oxford University Press.
- Roberts, A. 1976. *A History of Zambia*. New York: Africana Publishing Company.
- Sjaastad, E. and D. W. Bromley. 1997. Indigenous Land Rights in Sub-Saharan Africa: Appropriation, Security and Investment Demand, *World Development* 25: 549-562.
- Sugiyama, Y. 1987. Maintaining a Life of Subsistence in the Bemba Village of Northern Zambia, *African Studies Monographs* Supplementary Issue 6: 15-31.
- . 2014. Agrarian Innovation Process and Moral Economy: Embedding Money into the Local Sharing System, Opening Accessibility to Resources. In K. Sugimura ed., *Proceeding of 6th International Conference on African Moral Economy, Rural Development and Moral Economy in Globalizing Africa: From Comparative Perspective*. pp. 72-82.
- Szeftel, M. 1983. Political Graft and the Spoils System in Zambia: The State as a Resource in Itself, *Review of African Political Economy* 24: 4-21.
- von Blanckenburg, P. 1993. Large Farms as Object of Land Reform: The Case of Zimbabwe, *Quarterly Journal of International Agriculture* 32(4): 351-370.